とう きょう と きょんじょうれい 【東京都こども基本条例について】

「東京都こども基本条例」は、議員提出による条例であり、令和3年3月26日に と ぎ かいほん かい ぎ ぜんかい いっち せいりつ れい カ ねん がっ にち し こう 都議会本会議にて全会一致で成立し、令和3年4月1日に施行されました。

- ・「子どもの権利条約」の精神にのつとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの はいぜん り えき さいゆうせん き ほん り ねん めい かく か 最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化
- ・ こどもの安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐に せいさく きほんてき してん いちげんてき きてい わたるこども政策の基本的な視点を一元的に規定
- しさく かか そうごうてきすいしんたいせい せいび きてい きてい こども施策に係る総合的推進体制の整備について規定

_{ほんぶん} 【本文】

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体 として尊重される必要がある。

こどもの権利条約(児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。)では、こどもに たい さべつ きんし さいぜん りぇき かくほ せいめい せいぞん はったつ けんり 対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利 及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのつとり、こどもの自線にたいさく、すいしん さまざま ひと とも く たょうせい と こくさいと し立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこども への影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが 何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び とうきょうと と な し さく き ほん じ こう さだ すこ せいちょう き よ 東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

もくてき (目的)

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び 東京都(以下「都」という。)が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

だいに じょう じょうれい じゅうはっさい み もの 第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。 なお、こどもに

関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に は、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に は、たいしょう はん い きだ にじて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

き ほん り ねん (基本理念)

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかにできた。 しゃかいぜんたい はぐく かんきょう せいび 育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

(こどもの権利)

(こどもにやさしい東京の実現)

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの はいています。 しょく そっせん すいしん 目線に立った施策を率先して推進するものとする。

(こどもの安全安心の確保)

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の が、ほ、ひつよう しきく すいしん 確保に必要な施策を推進するものとする。

(こどもの遊び場、居場所づくり)

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村 (以下「区市町村」という。) と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(こどもの学び、成長への支援)

だいはちじょう と まな いょく まな けんり そんちょう かのうせい さいだいげん 第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に ゆばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために ひっょう かんきょう せいび はか 必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものと する。

こそだ かてい よ そ た めん でき し ぇん (子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

だいきゅうじょう と きまざま ふ あん なや ちょくめん こ そだ か てい し えん とくべっ 第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な し えん はいりょ よう およ しゃかいてきょういく ひっょう し さく た よう 支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様

こ そだ はたら かた かんきょう せい び せんもんてき そうだん じょうほうていきょう た じょうきょう な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に まう てきせつ とりくみとう た めんてき し えん つと 応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

(こどもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を

ひょうめい
表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る
ものとする。

さんか そくしん (こどもの参加の促進)

だいじゅういちじょう と しゃかい いちいん そんちょう ねんれい およ ひとりひとり はったっ 第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達 だんかい おう がっこう ちいきしゃかいとう さんか ひつょう かんきょう せいび 段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備をはか 図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

だいじゅうにじょう と けんり およ り えき そんちょう かん こうほう た けいはつ すいしん 第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

だいじゅうさんじょう と ふあん なや かいしょう そうだん たいおう 第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する

たいせい じゅうじっ なら か てい がっこう ち いきしゃかい およ かんけい き かん とう れんけいきょうか っと 体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を うけた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ること ができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こど もの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとす る。

(こどもに関する計画の策定)

しさく そうごうてき すいしん たいせい せいび (こども施策を総合的に推進する体制の整備)

たいじゅうろくじょう と かん しきく そうごうてき すいしん ひつよう たいせい せい び 第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

ざいせいじょう そ 5 (財政上の措置)

だいじゅうななじょう と かん し さく そうごうてき すいしん ひつょう ざいせいじょう そ 5 第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置 こう つと を講ずるよう努めるものとする。

ふ そく **附則**

> し こう き じっ (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

けんとう **(検討)**

- 2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な 措置を講ずるものとする。